事 務 連 絡 平成 28 年 6 月 14 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 専務理事 境 政 人

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する 省令の制定について

このことについて、平成 28 年 6 月 6 日付け事務連絡をもって、農林 水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班長から、別添のと おり通知がありました。

このたびの通知は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)」第 83 条の 4 第 1 項の規定に基づき、「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令(平成 28 年農林水産省令第 44 号)」が公布され、同日から施行されたことにより、「スピノサドを有効成分とする畜舎噴霧剤」について、「動物用医薬品使用対象動物」、「用法及び用量」及び「使用禁止期間」を設定した旨本会に連絡されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当:福田

TEL 03 - 3475 - 1601

事 務 連 絡 平成28年6月6日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

農林水産省消費·安全局 畜水産安全管理課 薬事審査管理班長

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令(平成28年農林水産省令第44号)が別添のとおり公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

1 改正の内容

「スピノサドを有効成分とする畜舎噴霧剤」について、「動物用医薬品使用対象動物」、「用法及び用量」及び「使用禁止期間」を設定。

2 施行期日 平成28年6月6日

3 参考

本件に関連する動物用医薬品の概要は以下のとおりです。

・スピノサドを有効成分とする畜舎噴霧剤

販売名:エコノサド(日本イーライリリー株式会社)

有効成分:スピノサド

効能又は効果:鶏舎内のワクモの駆除



〇農林水産省令第四十四号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第八十三条の四第一項の規定に基づき、 動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正す

る省令を次のように定める。

平成二十八年六月六日

農林水産大臣 森山 裕

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令(平成二十五年農林水産省令第四十四号) の一部を次

のように改正する。

別表第一 硫酸ストレプトマイシンを有効成分とする飲水添加剤の項の次に次のように加える。

	とする畜舎	スピノサー
	è噴霧剤 ·	スピノサドを有効成分
		部
ů,	たり2g以下の量を鶏舎内に噴霧する	1日量としてケージの底面積1m²当
	殺する前2日間	食用に供するためにと